平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇

に、

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九

を

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇

に

改め、同表に次のように加える。

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千百五十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

給料に係る率　千分の六十三・七五

期末手当等に係る率　千分の五十一・〇

○総務省告示第百三十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

千分の〇・二〇

○総務省告示第百三十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

本則中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、第一号中「千分の〇・三一」を「千分の〇・二三」に改め、第二号中「千分の〇・四一」を「千分の〇・三三」に改め、第三号中「千分の〇・一三」を「千分の〇・一一」に改め、第四号中「千分の〇・二七」を「千分の〇・二六」に改め、第五号から第七号までの規定中「千分の〇・三二」を「千分の〇・二九」に改める。

○総務省告示第百三十八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二の二の規定に基づき、平成二十年総務省告示第百八十三号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二の二の規定により総務大臣が定めるところにより算定した額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

本則中「各号に掲げる地方公共団体」を「各号に掲げる場合」に、「掲げる率」を「定める率」に改め、第一号中「地方公共団体」を「場合」に改め、第二号を次のように改める。

二　地方公共団体が法第百四十四条の三第一項の規定の適用を受ける者に係る負担をする場合　百分の四十

○総務省告示第百三十九号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千百五十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗